

2001年  
(平成13年)

7月7日発行

発行／芦屋市役所 ☎ 0797-31-2121  
〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号●問い合わせ  
生活環境部保険年金課  
保険係 ☎ 38-2035  
医療助成係 ☎ 38-2037

## 心身障害者(児)・父子・母子・高齢心身障害者医療費受給制度

心身障害者(児)医療	身体障害者手帳1~4級のかた。又は、療育手帳A・B1判定のかた。受給者本人の所得制限は459万6千円。配偶者・扶養義務者の所得制限は760万円。
母子家庭等医療	父子・母子家庭で18歳に達した後の最初の3月31日までの児童(高等学校等に在学している児童は20歳になる月の末日まで。以下「児童等」という。)とその児童の父・母等の所得制限は430万円。父母と死別した児童の養育者及び母子家庭・父子家庭の扶養義務者で養育者の所得制限は760万円。
高齢心身障害者特別医療制度	老人保健法医療受給者のかたで身体障害者手帳(1級~4級の一部)、療育手帳(重度・中度)をお持ちのかたは、老人保健法一部負担金を助成します。

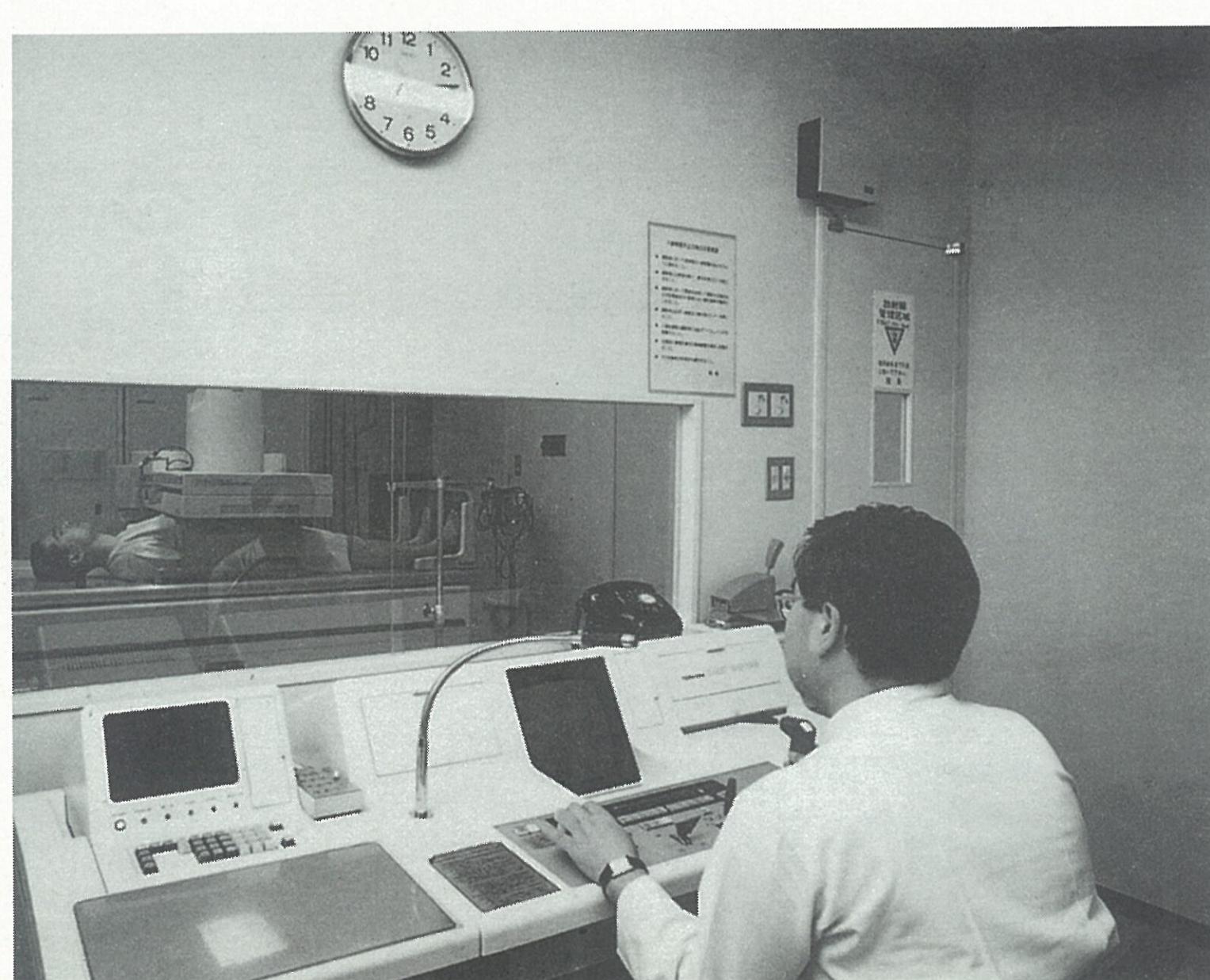
<所得制限が変わりました>  
老人医療費助成制度

従前	平成13年7月1日から
受給対象者の総所得金額等の合計額が、430万円を超えないかた、及び配偶者又は扶養義務者の総所得金額等の合計額が760万円を超えないかた	受給対象者で当該年度分市民税が課されていないかた、又は、前年の合計所得金額が、145万円を超えないかた
	配偶者や扶養義務者の所得は対象となりません

## 乳児医療費助成制度

区分	従前	平成13年7月1日から
対象年齢	外来	0歳~3歳未満
	入院	0歳~6歳未満
所得制限	0歳児	所得制限なし
	1歳~6歳未満	430万円
一負担金	外来	負担なし
	入院	負担なし

- 三 経過措置が設けられています。
- 二 平成十年七月一日から平成十三年六月三十日の間に出生した乳幼児については、三歳の誕生日の属する月の月末まで外来一部負担金はありません。
- 一 同一の乳幼児について、同一の月に外来一部負担金を支払った合計額(複数の医療機関等を受診した場合は、合算)が、五〇〇〇円を超える場合、申請により、その超える額を償還払いたします。



## 臨時号

2001年  
(平成13年)

7月7日発行

市では、老人、乳幼児、心身障害者(児)、父子・母子家庭・父母と死別した児童等を対象に、医療費の一部を助成する「福祉医療費助成制度」を実施しています。制度の対象者などは左の表のとおりです。区分・扶養人數により本人・保護者などの所得制限が異なります。

新たに制度の対象になるかたは、保険年金課医療助成係で受給者証の交付申請を行ってください。

平成十三年七月一日より老人・乳幼児医療費助成制度が改正されました。

## 改正となつた点

- 一 左表のとおり所得制限が変わりました。また、外来診療助成が六歳未満まで拡大され、一部負担金を支払うことになりました。なお、乳幼児医療費助成制度に該当しておられるかたには、個別に案内しています。
- 二 これまで所得制限は、受給対象者と配偶者又は扶養義務者



務者の両方でありましたが、受給対象者のみの所得制限となります。

\*一部負担金が軽減されます。  
届け出でください。  
年金証書が届いてから(又は、任意継続保険等をやめてから)十四日以内に、  
②国保の保険証、③印鑑を持って保険年金課保険係の窓口に①年金証書、

年金証書が届いてから(又は、任意継続保険等をやめてから)十四日以内に、  
届け出でください。  
止となつているかたも対象となります。ただし、若年停止のかたは対象となりません。

## ★退職被扶養者となるかた★

退職被扶養者 二割

入院二割/通院二割

退職被扶養者

## 退職者医療制度に該当していませんか?

③年間の収入が一三〇万円未満であること。(六〇歳以上又は障害者の場合)  
合は年収一八〇万円未満)

③年間の収入が一三〇万円未満であること。(六〇歳以上又は障害者の場合)  
合は年収一八〇万円未満)

②国民健康保険の加入者で、老齢(退職)年金・通算老齢(退職)年金、老齢厚生年金・退職共済年金を受けられるかたで厚生年金、共済年金などの被用者年金保険の加入する。

②国民健康保険の加入者で、老齢(退職)年金・通算老齢(退職)年金、老齢厚生年金・退職共済年金を受けられるかたで厚生年金、共済年金などの被用者年金保険の加入する。

①退職被扶養者の直系尊属、配偶者(内縁関係を含む)と三親等内の親族。

①退職被扶養者の直系尊属、配偶者(内縁関係を含む)と三親等内の親族。

②老人保健法の適用を受けていない。

②老人保健法の適用を受けていない。

入期間の合計が二十年以上あるか、四十歳以降十年以上ある(ただし、国民年金は除きます。)  
なお、障害年金や遺族年金を受けているため、上記の年金が支給停止となつてているかたも対象となります。ただし、若年停止のかたは対象となりません。

# 国民健康保険 平成13年度の保険料率が決まりました



平成十三年度の国民健康保険  
料の料率が決まりました。

国民健康保険に加入しておら  
れる世帯には、七月十六日頃に、  
「国民健康保険料納額通知書」  
を送させていただきますので、  
これにより保険料をお納めいた  
だくようお願ひいたします。

(一)左表に示しましたように、四  
十歳以上六十五歳未満のかた  
がおられる世帯については、  
(1)～(6)の合計額、それ以外の  
世帯は(1)～(3)の合計額が年間  
保険料です。



(二)＊【基準総所得金額】とは、  
平成十二年中の合計所得金額  
から純損失の繰越控除を差し  
引きし、市民税の基礎控除  
額(三十三万円)を差し引いた額  
です。(これ以外の所得控除は  
適用されません。)

(三)給与所得がある場合は、さら  
に二万円を限度として控除し  
ます。

(四)六十五歳以上(昭和十年一月  
一日以前生)のかたの公的年  
金所得についても、二万円を  
限度に控除します。

(五)保険料は月割りで計算します。  
年度(四月～翌年三月)の途  
中で加入したときはその月か  
ら、また脱退したときはその  
前月までの保険料を月割りで  
計算します。

しかし、それ以外のかたは、  
毎年度「国民健康保険料申告  
書」により、前年の所得や生  
活状況について申告していました  
だけことになっています。  
所得のない(少ない)かたは、  
保険料が軽減されることがあ  
りますが、所得等が不明では  
軽減されませんので、必ず申  
告してください。

介護の不安や負担を社会全体で支  
えあうためにつくられた「介護保険  
制度」が平成十二年度からスタート  
し、今年で二年目をむかえます。

## 介護保険の財源

介護保険の財源は、公費五〇%と  
保険料五〇%で構成され、保険料は  
六十五歳以上のかた(第一号被保險  
者)が一七%、四十歳以上六十五歳  
未満のかた(第二号被保險者)が三  
三%となるよう決められています。

このうち、国民健康保険料として、  
介護保険分を徴収いたしますのは、  
四十歳以上六十五歳未満のかた(第  
二号被保險者)です。保険料の算出  
方式は、原則としては医療保険分と  
同様ですが、平成十三年度は、前年  
に比して介護給付費納付金の額が十  
五%あがりましたので、介護保険料  
も上げざるをえませんでした。

(六)介護保険分も月割りで計算します  
年度途中で四十歳になる場合、四  
十歳になった日の属する月から、年  
度途中で六十五歳になる場合、六  
十五歳になる日の属する月の前月まで  
月割りで計算します。

失業や病気などの事由で、通常の  
納期では保険料の納付が困難なかた  
は、保険係にご相談ください。

国保加入世帯の中に介護第二号被  
保險者がいる場合は、医療保険分と  
介護保険分とを合算して国民健康保  
険料として納付義務者である世帯主  
のかたに納額通知書を送付します。

## 保険料の納付義務は世帯主



(四)所得の申告

所得税の確定申告書、又は  
市・県民税の申告書を提出さ  
れたかたは、国民健康保険へ  
所得の申告をしていただく必  
要はありません。

しかし、それ以外のかたは、  
毎年度「国民健康保険料申告  
書」により、前年の所得や生  
活状況について申告していました  
だけことになっています。  
所得のない(少ない)かたは、  
保険料が軽減されることがあ  
りますが、所得等が不明では  
軽減されませんので、必ず申  
告してください。

## みんなで支える介護保険制度



## 保険料の納付相談

第1号・第2号被保險者の負担割合は人数比率  
に基づくもので、3年ごとに見直されます。

